

令和6年度

# 小牧市市民活動助成金



## 募集要領



募集期間：令和6年4月1日（月）～令和6年5月1日（水）  
※提出前に事前の相談が必要です。



### ■ 市民活動助成金とは

まちづくりの大きな力となる市民活動団体による創意と工夫のある市民活動を支援することにより、住民自治の活性化と協働のまちづくりを推進することを目的とし、団体の運営または自立の強化に要する費用や地域の課題解決に取り組む新たな事業に必要な経費の一部を助成するものです。

応募された団体・事業については、助成金の使途や実施内容などを公開の場で発表していただく「企画提案発表会」を経て、助成の団体と助成金の額を決定します。

## 1 目的

- ◆ 市民活動は、市民が自主的・自立的に行う、営利を目的としない社会貢献活動（公益活動）であり、まちづくりの大きな力となります。公益的な活動を行う、または行おうとしている市民活動団体の運営または自立の強化に要する費用や地域の課題解決に取り組む創意と工夫にあふれる新たな事業に必要な経費の一部を助成することで、市民活動の活性化を図り、協働のまちづくりを推進することを目的としています。

## 2 応募資格

- ◆ 『小牧市市民活動推進条例』に基づき、「市民活動団体」として登録されていること。
  - ※「市民活動団体」とは、次の条件を満たしていることが必要です。
    - 市民活動を行うことを目的とし、
    - ・ 3人以上の会員がいること。
    - ・ 主たる活動が市内で行われていること、または活動の拠点が市内であること。
    - ・ 代表者や運営方法が規約または会則で決まっていること。
- ◆ 《事業助成》「つなげる部門」については登録団体と他組織（未登録団体、企業など）からなる実行組織も申請可能です。

## 参加必須行事

- ◇ 5月25日（土）※<sup>1</sup>に開催する**企画提案発表会**
  - ※ 1 **企画提案発表会の開催にあたり、事前説明会を開催します。必ずご出席下さい。**  
**なお、やむを得ない場合を除き、企画提案発表会及び事前説明会を欠席の場合は、原則として失格となります。**
- ◇ 市民活動祭（活動紹介や団体交流を図っていただきます。）
- ◇ 翌年度5月中旬～6月初旬に開催する**実績報告会**

## 3 助成の種類、助成額

- ◆ 【団体助成】「ひろげる部門（助成上限10万円・3回まで）」募集3枠程度
- ◆ 《事業助成》「つなげる部門（助成上限20万円・3回まで）」募集3枠程度

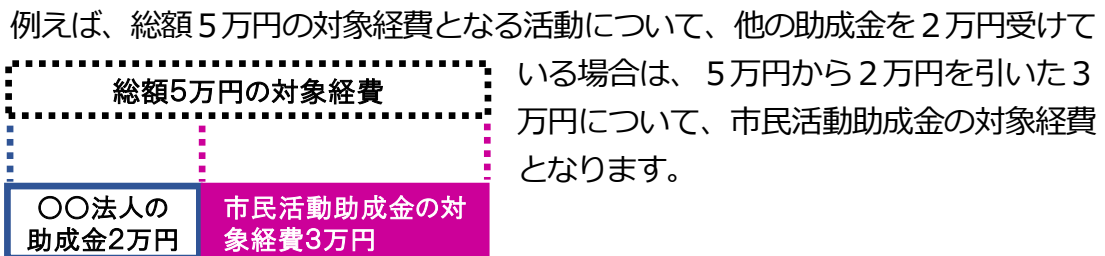
部 門		助成回数	助成率	限度額（円）
団 体 助 成	ひろげる部門	1回目	80パーセント以内	100,000
		2回目	70パーセント以内	
		3回目	60パーセント以内	
事 業 助 成	つなげる部門	1回目	80パーセント以内	200,000
		2回目	70パーセント以内	
		3回目	60パーセント以内	

⑨：いずれかの部門を選択していただきます。

- ① 設立5年未満の団体（NPO法人は除く。）が初めて申請する場合は「小牧市地域に還元チャレンジ助成金」からの申請になります。
- ② 平成26年度以前に小牧市市民活動助成金の助成を受けたことのある団体は《事業助成》のみの申請となります。
- ③ 同年中に2つの部門へ同時に申請することはできません。⇒ **各部門の詳細な説明は5ページ～6ページに掲載しています。**

#### 4 助成の対象

- ◆ 「ひろげる部門」「つなげる部門」とともに令和5年度中に行う活動で交付決定の日から令和7年3月31日までに係る経費を助成の対象とします。
- ◆ 【団体助成】「ひろげる部門」は、団体の運営または自立の強化に要する費用、具体的な市民活動に要する費用について申請できます。  
【団体助成】の場合、例えば、
  - ・（会員向け含む）研修会・講演会・ワークショップ等の事業
  - ・調査・研究や資料の作成・印刷に要する費用
- ◆ 《事業助成》「つなげる部門」に申請できる事業の分野は、特定非営利活動促進法（NPO法）に定める活動分野であれば問いません。また登録団体単独事業に限らず、登録団体と他組織（未登録団体、企業など）と協働して行う事業でも申請できます。
- ◆ 助成の対象にならない事業
  - ・ 特定の個人や団体又は構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な活動
  - ・ 生涯学習や趣味的な活動
  - ・ 政治・宗教・営利目的に関する事業
- ◆ 国、他の地方公共団体、市又は公益法人から他の制度による助成等を受け、又は受ける予定のある場合で、その助成等において、この市民活動助成金と同一の助成対象経費がある場合は、当該助成対象経費については、助成の対象とできません。



⑩：他の助成金と共に小牧市市民活動助成金を申請する場合は、併用する助成金の制度を確認の上、申請してください。また後日、他の助成金と併用が決定した場合は変更申請が必要です。必ず申告してください。申告がなく後から発覚した場合は助成を取り消す場合があります。

※小牧市から「市民活動助成金」以外の助成金を受けている事業については申請できません。

## 5 助成の対象となる経費

- ◆ 団体運営または事業に必要な経費で以下の経費を対象とします。

費目	小科目	具体例
報償費	諸謝金	講師・専門家への謝礼、交通費、宿泊費、飲食費
旅費	旅費交通費	団体構成員が講座を受講する際などにかかる交通費、宿泊費など（「ひろげる部門」のみ可）
需用費	消耗品費	文具、材料費など（比較的短期間に消費するもの）
	新聞図書費	書籍購入費など
	燃料費	事業にかかる車両ガソリン代など
	食材費	事業に係る調理の材料費など（会議時の飲食代などは対象外）
	印刷製本費	チラシ・パンフレットなどの印刷費・紙代、写真の現像など
	備品購入費※2	機材購入など（長期使用に耐えるもの） ex.30,000 円の物品を購入した場合 $30,000 \times 25\% = 7,500 \rightarrow 7,500$ 円が助成対象経費となります。
役務費	通信運搬費	資料・チラシなどの郵送費・ネット送料、切手など
	保険料	ボランティア保険など
	筆耕翻訳料	筆耕翻訳、速記、手話通訳など
	手数料	送金手数料など
人件費	人件費※3	事業に携るスタッフの報酬
使用料 及び 賃借料	会場使用料	会場の使用に係る費用（会場使用に付随する賃借料（プロジェクター、スクリーンなど）を含む）
	賃借料	車両・機器、Wi-Fi・ホームページの賃借料など
委託料	業務委託費	外部に委託する費用

※2 備品購入費を計上する場合はその詳細が分かるもの（見積り、カタログ等）の添付が必要になります。助成対象経費は購入額につき 25% を上限として 100 円未満切捨て

※3 人件費を計上する場合はその積算根拠（単価、時間等）の添付が必要になります。

## 6 選考結果の通知、助成金の交付、交付後の変更

- ◆ 選考結果は書面にてお知らせします。また、市ホームページ等で公開します。
- ◆ 選考された団体、事業について、団体からの請求に基づき助成金を交付します。
- ◆ 交付決定後、申請内容（事業内容、予算等）に変更があった場合や他の助成金等を受けることになった場合は変更申請が必要です。実施する前に必ず事前にご相談下さい。

## 7 実績報告書の提出、実績報告会の開催

- ◆ 助成対象活動及び事業が完了後 **1ヶ月または3月31日のいずれか早い日までに市民活動助成金対象活動完了届及び活動実績報告書、収支決算書を提出**していただき、その内容を審査し、助成金の額を確定します。  
Ⓜ助成対象経費が増えた場合について交付決定後の増額は出来ません。
- ◆ 令和7年5月中旬～6月初旬（翌年度の企画提案発表会と同日）に実績報告会を開催します。**必ず出席してください。**

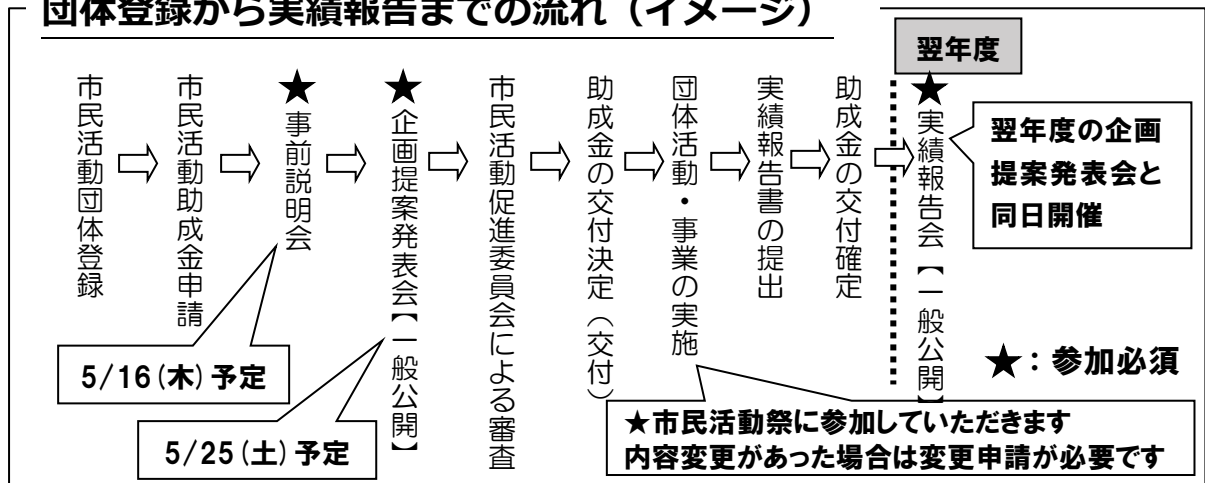
## 8 助成の取消・助成金の返還

- ◆ 次の場合には、助成決定の一部か全部を取り消し、助成金の一部または全額返還を求める場合があります。
  1. 提出された申請書などの内容が、虚偽であったとき。
  2. 助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき。
  3. 助成の対象となる活動を実施しないとき、または実施する見込みがないとき。
  4. 助成金に余剰金が発生したとき。

## 9 応募の手続き

- ◆ 応募受付期間 令和6年4月1日（月）～5月1日（水）※4  
 ※4 書類提出の前に必ず下記応募先に事前にご相談下さい。  
**事前の相談が無く提出がされたものは受理できません。**
- ◆ 応募方法 下記の書類を作成（押印不要）のうえ、持参・郵送・FAX・メール、いずれかの方法により応募先まで提出してください。
- ◆ 提出書類 **【ひろげる部門】** ①市民活動助成金交付申請書 ②団体活動計画書（様式第2その1） ③団体の規約、会則等 ④団体の年間事業計画書 ⑤助成金収支予算書（様式第3その1） ⑥団体の会員名簿 ⑦直近の団体全体の決算書※5（※5 設立1年未満のNPO法人を除く。）  
**《つなげる部門》** ①市民活動助成金交付申請書 ②団体活動計画書（様式第2その2） ③団体の規約、会則等 ④昨年（または直近）の活動実績のわかるもの ⑤助成金収支予算書（様式第3その2） ⑥団体の会員名簿
- ◆ 応募先 こまき市民交流テラス ワクティブこまき（ラピオ2階）  
 TEL：0568-48-6555 FAX：0568-48-6556  
 E-mail：wactive-komaki@grace.ocn.ne.jp  
 開館日時：月～土曜日 午前10時から午後9時  
 日曜日 午前10時から午後5時30分  
 休館日：毎月第3火曜日とその前日の月曜日（月曜日が休日の場合は水曜日）

### 団体登録から実績報告までの流れ（イメージ）



## 【団体助成】「ひろげる部門」の紹介

### 自分たちの活動をもっともっとひろげたい！という団体向け

市内で継続して活動を行っている登録団体が行う会員の拡大などの組織強化、活動の活性化に係る費用を補助します。

たとえば、公益的活動をさらに拡大するための会員向けのスキルアップ講座開催、会や活動内容を知ってもらうためのHPの開設に係る費用、実際に行う（または行おうとしている）公益的活動に係る費用 etc…

#### 助成回数

- ◇ 助成回数は**1団体につき、最大3回まで**とします。  
※平成26年度以前の旧制度での市民活動助成金を受けたことのある団体は《事業助成》「つなげる部門」のみ申請できます。

#### 助成金額

- ◇ 上限額は**助成回数に関わらず10万円**とします。
- ◇ 補助率は、**助成1回目は80%以内、2回目は70%以内、3回目は60%以内（ただし、いずれも助成対象経費のうち）**とします。

#### 選考方法

- ◇ 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会（プレゼンテーション）の内容を審査します。
- ◇ 企画提案発表会では、団体の設立経緯や活動内容、助成金の使途（必要な理由やその解決方法）等を5分以内で自由に発表していただきます。
- ◇ 企画提案発表会は5月25日（土）に開催予定です。**必ずご出席ください。**
- ◇ 審査は、小牧市市民活動促進委員会が行い、審査結果をもとに、市長が助成金の交付を決定します。

#### 審査基準

- ◇ 提出された申請書とヒアリングの内容から、下表の5項目について審査します。

審査項目	審査基準
公益性	・団体のミッション、活動目的・目標が明確となっているか。 ・団体の行う活動に公益性があるか（市民が共感できる課題か）。
実現性	・組織的な活動を（継続）していく上で、団体の抱える課題が明確か。 ・またその解決方法は良く考えられているか、また実現可能か。 ・実施体制・スケジュール・実施予算が適切か。
効果性	・事業を実施することにより、地域課題の解決等に繋がると考えられるか（もしくは期待できるか）。
展望性	・今後の団体の組織強化、必要な人・物・資金・情報等の確保へ向けた方針や取り組みが明確になっているか。
公開性	・活動内容を共有、発信する機会を設けているか。（報告会、交流会への参加、HPの整備等）。

## 《事業助成》「つなげる部門」の紹介

### 新たな事業や組織へつなげていこう！という取り組み向け

市内で登録団体が行う活動又は登録団体と他組織（他団体、企業など）が協働して行う活動のうち、多様化する課題に取り組む新たな事業に係る費用を補助します。

たとえば、防災の啓発について自分たちにはない他のスキルを持った団体と一緒に防災フォーラムを開催する、子育て支援団体と高齢者支援団体が一緒に世代間交流を介した食事会を開催し同時に食育の啓発を行う etc…

#### 助成回数

◇ 助成回数は**1事業につき、最大3回まで**とします。

#### 助成金額

- ◇ 上限額は**助成回数に関わらず20万円**とします。
- ◇ 補助率は、**助成1回目は80%以内、2回目は70%以内、3回目は60%以内（ただし、いずれも助成対象経費のうち）**とします。

#### 選考方法

- ◇ 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会（プレゼンテーション）の内容を審査します。
- ◇ 企画提案発表会では、事業の実施背景やその内容、助成金の用途等を5分以内で自由に発表していただきます。
- ◇ 企画提案発表会は5月25日（土）に開催予定です。**必ずご出席ください。**
- ◇ 審査は、小牧市市民活動促進委員会が行い、審査結果をもとに、市長が助成金の交付を決定します。

#### 審査基準

◇ 提出された申請書とヒアリングの内容から、下表の6項目について審査します。

1	公益性	実施する価値や、社会的な公益向上が見込める事業か。
2	実現性	実施体制・スケジュールは適切か。
3	適正性	予算の見積もりは妥当か。
4	成長性	助成を受けることをステップにして、今後の団体活動の活性化や協働提案事業化制度につながっていくか。
5	効果性	第三者に対する具体的な効果や成果が期待できる事業か。
6	独自性・ 独創性	発想・着眼点・手法などに先駆性や独創性、工夫があり、団体の長所や特性が活かされているか。

#### —制度に関する問合せ先—

- **こまき市民交流テラス ワクティブこまき（ラピオ2階）**  
(TEL) 48-6555 (E-mail) wactive-komaki@grace.ocn.ne.jp
- **小牧市支え合い協働推進課市民協働係（市役所本庁舎3階）**  
(TEL) 76-1629 (E-mail) kyodo@city.komaki.lg.jp

## 小牧市民憲章

わたくしたち小牧市民は、小牧を

- 1 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
- 1 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
- 1 緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
- 1 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
- 1 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。